

平成25年度第1回 鶴岡市林業振興協議会次第

日時 平成25年9月11日(水) 午後1時30分～

会場 鶴岡市役所6階 大会議室

(委嘱状の交付)

1. 開 会

2. あいさつ

農林水産部長

会長

3. 協 議

鶴岡市特定間伐等促進計画(案)について

4. 意見交換

今後の林業振興について

5. その他

6. 閉 会

鶴岡市林業振興協議会委員名簿

任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日

役職	氏名	区分	団体	地域	選出区分	9/11 出欠
	本間 新兵衛		鶴岡市議会 産業建設常任委員長		学識経験を有する者	○
副会長	野堀 嘉裕		山大農学部 教授			×
	西 真		庄内森林管理署 署長			○
	藤井 博喜	人事異動に 伴う新任	庄内総合支庁 森林整備課長			○
	菅原 勝		出羽庄内森林組合 代表理事組合長		森林組合その他農林 業関係機関並びに関 係団体	○
会長	佐藤 重夫		温海町森林組合 代表理事組合長	温海		○
	本間 文夫		鶴岡地区生産森林組合 連絡協議会会長			○
	宮守 松右エ門		林業士	鶴岡	林業従事者の代表者	○
	上林 幹夫		林業士	藤島		○
	鈴木 隆一		林業活性化研究会委員	温海		○
	伊藤 文一		林業活性化研究会委員	朝日		○
	岩浪 春吉		㈱岩浪木材センター 代表取締役	鶴岡	木材流通加工業者の 代表者	○
	栗本 正志		㈱大和 会長	鶴岡		○
	佐藤 友和		山形県建設業協会 鶴岡支部長			○
	斎藤 留吉		山形県建築士会 鶴岡田川支部長			○
	加藤 周一		庄内の森林から始まる家 づくりネットワーク鶴 岡・田川 事務局長		林業研究グループ	○

全 1 6 名

鶴岡市林業振興協議会事務局名簿

平成25年度

No	所属	役 職 名	氏 名	備 考
1	農林水産部	部 長	五十嵐 正一	
2	農山漁村振興課	課 長	小笠原 健	
3	農山漁村振興課	主 査	蛸 井 弘	
4	農山漁村振興課	主 査	上 野 衛	
5	農山漁村振興課	主 査	渡 辺 智 之	
6	農山漁村振興課	専 門 員	工 藤 博	
7	農山漁村振興課	専 門 員	渡 部 久 美 子	
8	農山漁村振興課	技 師	瀧 澤 誠 介	
9	藤島庁舎	産 業 課 長	蓮 池 昇	
10	羽黒庁舎	産 業 課 長	岩 城 公 志	
11	櫛引庁舎	産 業 課 長	齋 藤 功	
12	朝日庁舎	産 業 課 長	土 田 宏 一	
13	温海庁舎	産 業 課 長	五十嵐 勇一	
14	出羽庄内森林組合	総 務 課 長	石 塚 宗 一	オブザーバー
15	温海町森林組合	管 理 課 長	鈴 木 伸 之 助	オブザーバー

鶴岡市林業振興協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における林業振興計画の策定等に関する事項を協議するため、鶴岡市林業振興協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 森林整備計画の策定に関する事項
- (2) 前号の計画に基づく事業の重要な実施計画に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 森林組合その他農林業関係機関及び関係団体の代表者
- (3) 林業従事者の代表者
- (4) 木材流通加工業者の代表者
- (5) 林業研究グループ代表者
- (6) 林業改良指導員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

4 協議会は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 必要に応じ部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、農林水産部農山漁村振興課に置く。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第18号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

鶴岡市特定間伐等促進計画(概要)

平成25年度～平成32年度



特定間伐促進計画について

森林の間伐等の実施の促進に関する 特別措置法の一部を改正する法律

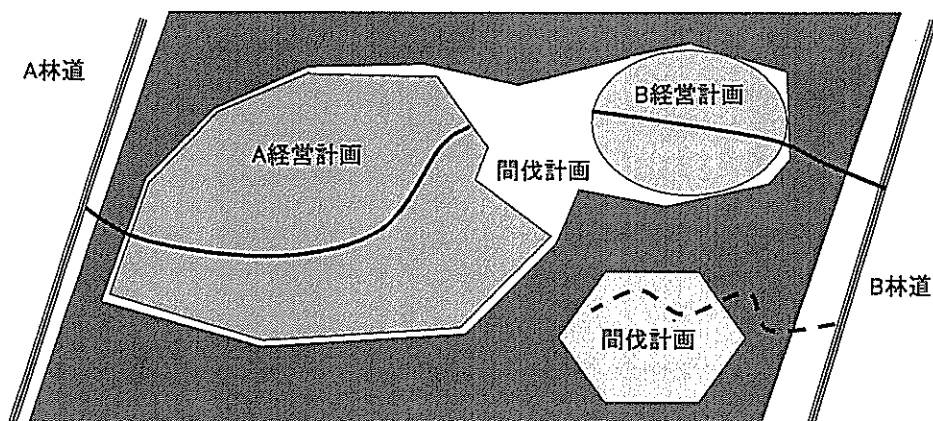
京都議定書に基づき、我が国では森林による二酸化炭素の吸収作用の保全・強化の重要性を明示

- ・平成32年時点の温室効果ガス削減の自主目標を立てるとともに将来の枠組みを構築することを国際的に合意
- ・現行法では平成24年度までとなっていたこの法律による間伐等の実施に係る財政支援を、平成32年度まで延長

鶴岡市特定間伐等促進計画の要点

- 計画数値は、森林組合などの林業事業体の計画を集約したもので、現在作成されている経営計画及び環境税事業計画に盛り込まれた間伐については全て計上している。
- 間伐実施面積は8年間で約5,872haとなり、私有林人工林面積20,571haの28.55%にあたる。
- 間伐作業の効率化を図るために、作業道63,350mを開設する。
- 間伐材積は、庄内地域森林計画に定める50m³/haとする。
- 年間平均間伐面積734ha、年間平均間伐材積36,700m³とする。
- 市有林は人工林(スギ)面積約800haの内、594ha(74.25%)を計画に盛り込み、率先して当計画の推進を図る。

特定間伐計画と経営計画の関係



森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全・強化の重要性に鑑み、

- ① 現行法では平成24年度までとなっている市町村が定める計画に位置付けられた間伐等の実施に係る財政支援を、引き続き平成32年度まで措置
- ② 成長に優れた種苗の母樹の増殖を支援する措置を新設

法の概要

○ 改正前の法の概要

- ・ 京都議定書に基づいて平成20～24年における間伐及び造林（特定間伐等）の実施を促進するために平成24年度までの支援措置を規定。
- ・ 国が基本指針・都道府県が基本方針を策定し、市町村がこれに即して特定間伐等促進計画（実施主体、場所、時期を特定）を作成。
- ・ 市町村の計画に定められた特定間伐等について支援措置。
 - ① 国が市町村に交付金を直接交付
 - ② 森林整備事業の地方負担を地方債起債対象とする特例等



平成32年時点の温室効果ガス削減の自主目標を立てるとともに、将来の枠組みを構築することを国際的に合意

支援措置の延長

- 二酸化炭素の吸収作用の保全を図るため、平成32年度まで支援措置を延長。

成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画制度（新規の措置）

- 将来の二酸化炭素の吸収作用の強化を図るため、都道府県知事が、基本方針に沿って、民間事業者が実施する成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画（特定増殖事業計画）を認定し、認定を受けた者に対して支援措置。
 - ① 林業・木材産業改善資金の償還期間・据置期間を延長（償還10年→12年、据置3年→5年）
 - ② 林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の手続を不要とする特例

期待される効果



森林吸収源の確保及び森林の適正な整備の推進



特定間伐促進計画

山形県鶴岡市
平成25年9月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、平成25年度から平成32年度までの8年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、〇〇〇〇ha（年平均〇〇〇〇ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度までの8カ年間で5,872ha（年平均734ha）の間伐を行うことを、本鶴岡市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地勢図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然体を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する。

間伐計画概要

間伐総面積 5,872 ha

旧町村区分

旧鶴岡	旧藤島	旧羽黒	旧櫛引	旧朝日	旧温海	計
1,317	198	452	479	648	2,779	5,872

年度区分

	旧鶴岡	旧藤島	旧羽黒	旧櫛引	旧朝日	旧温海	計
H25	178.48	18.57	37.13	61.55	83.89	421.53	801.15
H26	170.43	14.21	29.21	68.46	42.52	389.30	714.13
H27	120.91		66.62	85.10	69.41	286.08	628.12
H28	160.98	41.87	73.09	74.02	26.11	320.31	696.38
H29	165.55	81.97	39.18	94.49	63.48	251.45	696.12
H30	132.84	12.48	85.57	27.42	138.30	363.87	760.48
H31	108.08	23.89	78.83	48.73	122.75	394.36	776.64
H32	279.34	4.58	42.20	18.80	102.02	352.00	798.94
計	1,316.61	197.57	451.83	478.57	648.48	2,778.90	5,871.96

3 特定間伐等の実施計画

【山形県鶴岡市】

(4) 作業路網

事業実施主体	事業実施年度	路網起点				路網終点				路線名	路網整備の内容				対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は林小班	都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は林小班		開設延長(m)	幅員(m)					
出羽庄内森林組合	H25	山形県	鶴岡市	103	イ	山形県	鶴岡市	97	イ	砂谷少連	1,000	3.5			103-イ97-イ		林業専用道(規格相当)
出羽庄内森林組合	H25	山形県	鶴岡市	152	イ	山形県	鶴岡市	153	イ	大鳥繁岡	2,000	3.5			152-イ153-イ		林業専用道(規格相当)
出羽庄内森林組合	H25	山形県	鶴岡市	58	イ	山形県	鶴岡市	57	イ	矢引万治	950	3.0			58-イ		作業路
出羽庄内森林組合	H25	山形県	鶴岡市	54	ハ	山形県	鶴岡市	54	ハ	中山石川	300	3.0			54-ハ5		作業路
出羽庄内森林組合	H25	山形県	鶴岡市	4	ロ	山形県	鶴岡市	4	ロ	添川米山	900	3.0			4-ロ		作業路
出羽庄内森林組合	H25	山形県	鶴岡市	4	イ	山形県	鶴岡市	4	イ	添川米山	100	3.0			4-イ		作業路
出羽庄内森林組合	H25	山形県	鶴岡市	25	イ	山形県	鶴岡市	25	イ	黒川三礎	600	3.0			25-イ		作業路
出羽庄内森林組合	H25	山形県	鶴岡市	221	イ	山形県	鶴岡市	221	イ	東岩本一	150	3.0			221-イ		作業路
出羽庄内森林組合	H25	山形県	鶴岡市	4	イ	山形県	鶴岡市	4	イ	手向羽黒	700	3.0			4-イ		作業路
出羽庄内森林組合	H26	山形県	鶴岡市	4	イ	山形県	鶴岡市	4	イ	手向羽黒	1000	3.0			4-イ		作業路
出羽庄内森林組合	H30	山形県	鶴岡市	103	イ	山形県	鶴岡市	104	イ	少連寺大	1000	3.0			103-イ104-イ		作業路
温海町森林組合	H25	山形県	鶴岡市	194	イ	山形県	鶴岡市	193	イ	橋掛線	2,550	3.5			194-イ193-イ		
温海町森林組合	H25	山形県	鶴岡市	117	イ	山形県	鶴岡市	126	イ	向田線	2,000	3.5			117-イ126-イ		
温海町森林組合	H26	山形県	鶴岡市	126	イ	山形県	鶴岡市	126	イ	前河原線	800	3.5			126-イ126-イ		
温海町森林組合	H26	山形県	鶴岡市	179	イ	山形県	鶴岡市	179	イ	岩清水線	2,800	3.5			179-イ179-イ		
温海町森林組合	H26	山形県	鶴岡市	62	イ	山形県	鶴岡市	63	イ	大沢線	550	3.5			62-イ63-イ		
温海町森林組合	H27	山形県	鶴岡市	161	イ	山形県	鶴岡市	161	イ	高嶺線	2,200	3.5			161-イ161-イ		
温海町森林組合	H27	山形県	鶴岡市	192	イ	山形県	鶴岡市	192	イ	横路線	1,800	3.5			192-イ192-イ		
温海町森林組合	H27	山形県	鶴岡市	137	イ	山形県	鶴岡市	137	イ	西山口線	900	3.5			137-イ137-イ		
温海町森林組合	H27	山形県	鶴岡市	137	イ	山形県	鶴岡市	128	イ	文内田線	2,500	3.5			137-イ128-イ		
温海町森林組合	H27	山形県	鶴岡市	128	イ	山形県	鶴岡市	128	イ	白沢山線	2,500	3.5			128-イ128-イ		
温海町森林組合	H28	山形県	鶴岡市	214	イ	山形県	鶴岡市	216	イ	窪谷越深線	3,300	3.5			214-イ216-イ		
温海町森林組合	H28	山形県	鶴岡市	214	イ	山形県	鶴岡市	216	イ	越深線	1,500	3.5			214-イ216-イ		
温海町森林組合	H28	山形県	鶴岡市	191	イ	山形県	鶴岡市	191	イ	上ノ山線	700	3.5			191-イ191-イ		
温海町森林組合	H29	山形県	鶴岡市	176	イ	山形県	鶴岡市	176	イ	西長沢線	1,600	3.5			176-イ176-イ		
温海町森林組合	H29	山形県	鶴岡市	9	イ	山形県	鶴岡市	47	イ	千鳥越線	2,200	3.5			9-イ47-イ		
温海町森林組合	H29	山形県	鶴岡市	143	イ	山形県	鶴岡市	143	イ	入山馬背線	1,700	3.5			143-イ143-イ		
温海町森林組合	H29	山形県	鶴岡市	142	イ	山形県	鶴岡市	142	イ	入山新田線	800	3.5			142-イ142-イ		
温海町森林組合	H29	山形県	鶴岡市	142	イ	山形県	鶴岡市	143	イ	野佐沢線	1,000	3.5			142-イ143-イ		
温海町森林組合	H30	山形県	鶴岡市	210	イ	山形県	鶴岡市	211	イ	日本国線	1,000	3.5			210-イ211-イ		

温海町森林組合	H30	山形県	鶴岡市	200	イ	山形県	鶴岡市	201	イ	田角間台	3,600	3.5			200-イ201-イ	
温海町森林組合	H30	山形県	鶴岡市	100	イ	山形県	鶴岡市	101	イ	早稲田線	1,700	3.5			100-イ101-イ	
温海町森林組合	H30	山形県	鶴岡市	102	イ	山形県	鶴岡市	103	イ	水尻沢線	2,500	3.5			102-イ103-イ	
温海町森林組合	H31	山形県	鶴岡市	182	イ	山形県	鶴岡市	183	イ	山大清水	2,000	3.5			182-イ183-イ	
温海町森林組合	H31	山形県	鶴岡市	185	イ	山形県	鶴岡市	185	イ	大磯線	2,000	3.5			185-イ185-イ	
温海町森林組合	H31	山形県	鶴岡市	18	イ	山形県	鶴岡市	18	イ	仙ノ沢線	1,200	3.5			18-イ18-イ	
温海町森林組合	H32	山形県	鶴岡市	20	イ	山形県	鶴岡市	20	イ	碓井線	1,800	3.5			20-イ20-イ	
温海町森林組合	H32	山形県	鶴岡市	81	イ	山形県	鶴岡市	81	イ	亀鶴線	800	3.5			81-イ81-イ	
山形県林業公社	H25	山形県	鶴岡市	56	イ	山形県	鶴岡市	56	イ	向山	700	3.0			56-イ	直接支援事業
山形県林業公社	H26	山形県	鶴岡市	55	イ	山形県	鶴岡市	55	イ	中山田代	600	3.0			55-イ	直接支援事業
山形県林業公社	H26	山形県	鶴岡市	55	イ	山形県	鶴岡市	55	イ	曲沢	200	3.0			55-イ	直接支援事業
山形県林業公社	H28	山形県	鶴岡市	91	イ	山形県	鶴岡市	91	イ	入山田	500	3.0			91-イ	直接支援事業
山形県林業公社	H29	山形県	鶴岡市	71	ロ	山形県	鶴岡市	71	ロ	町田川	300	3.0			71-ロ	直接支援事業
山形県林業公社	H29	山形県	鶴岡市	126	イ	山形県	鶴岡市	126	イ	柳屋平	400	3.0			126-イ	直接支援事業
山形県林業公社	H27	山形県	鶴岡市	37	イ	山形県	鶴岡市	37	イ	天狗森	500	3.0			37-イ	直接支援事業
山形県林業公社	H27	山形県	鶴岡市	36	イ	山形県	鶴岡市	37	イ	黒川	300	3.0			36-イ	直接支援事業
山形県林業公社	H25	山形県	鶴岡市	14	イ	山形県	鶴岡市	14	イ	五ノ川柳の	1,000	3.0			14-イ	直接支援事業
山形県林業公社	H26	山形県	鶴岡市	125	イ	山形県	鶴岡市	126	イ	木野俣	900	3.0			125-イ	直接支援事業
山形県林業公社	H27	山形県	鶴岡市	60	イ	山形県	鶴岡市	60	イ	大風無	300	3.0			60-イ	直接支援事業
山形県林業公社	H27	山形県	鶴岡市	65	イ	山形県	鶴岡市	65	イ	暮坪	300	3.0			65-イ	直接支援事業
山形県林業公社	H29	山形県	鶴岡市	98	イ	山形県	鶴岡市	98	イ	温海宮ノ下	200	3.0			98-イ	直接支援事業
鶴岡市	H25	山形県	鶴岡市	126	イ	山形県	鶴岡市	117	イ	木野俣 向田	450	3.5			126-イ117-イ	
									計	63,350						

3 特定間伐等の実施計画

【山形県鶴岡市】

(2) 造林

事業 実施主体	事業 実施 年度	所在場所				造林の内容								対図番号又は 林小班名	交付金 希望	備考
		都道 府県	市町村 (郡)	字 (大字) 又は 林班	地番 又は 林 小班	造林 面積	うち人工造林				うち天然更新					
							植栽 面積	植栽 時期	植栽 樹種	植栽 本数	天然 更新 面積	天然 更新 時期	天然 更新 樹種			
温海町森 林組合	H24	山形県	鶴岡市	162	イ	1.0	1.0		スギ	2750						下刈 (1.00ha) H25から8年間
佐藤工務	H25	山形県	鶴岡市	16	イ	0.35	0.35		スギ	980						
佐藤工務	H26	山形県	鶴岡市	17	イ	0.28	0.28		スギ	784						

※人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。
 ※天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。
 ※造林後に実施する下刈の面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈を実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容（植栽時期を除く。）及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

5

別添区域図のとおり

- 4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進
 - (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施行の実施の推進に関する事。森林組合等林業事業体を中心となって普及啓蒙活動に取り組み、森林所有者間の合意形成による施業の団地化に取り組むものとし、作業道を効率的に活用した施業の共同化等、合理的な森林施業を推進する。
 - (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。森林組合等林業事業体を中心となり、地域座談会等を通じて森林所有者と合意形成をはかるとともに地域の森林の状況把握に努め、施業の集約化に務める。
- 5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進
 - (1) 路網の整備の推進に関する事。間伐施業の集約化に際し、効率的な搬出間伐をこなうため、各団地の実情に応じた路網の整備を推進する。特に作業道整備を推進し路網密度を上げ、搬出コストの低減を図る。
 - (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。作業道等の路網整備による施業の機械化、高性能林業機械の導入をはかり、施業コストの低減に努める。
 - (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。コンテナ苗の実用化をまって、導入し、コスト低減を図り、植栽地に応じた植栽本数による効率的な植栽を行う。
- 6 間伐材の利用の推進
 - (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。平成23年に完成した「協同組合やまがたの木乾燥センター」を活用し乾燥材の安定供給を図るとともに森林組合等の林業事業体、木材加工業者、大工工務店が連携した家づくりネットワークによる地産地消住宅の取組を推進する。また、低級材について木質バイオマスエネルギーとして地域内での利用を積極的に推進する。
 - (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。木材利用、バイオマス利用等用途に応じて需用先と協定を結び価格、供給量を安定させ川上、川中、川下で滞ることなく流通できる体制整備に努める。
- 7 人材の育成・確保等
 - (1) 間伐や路網作業等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関する事。森林組合等林業事業体の現場技能者、県、市の林務担当者が連携し、先の施業を見越した効率的な路網整備を推進する。また、林業労働条件の改善、就労の安定化、施業の機械化による効率化を促進し、労務班員の労働環境や労働安全の確保、賃金体系の改善を図り、雇用の通年化に務めることにより人材の安定的な確保に努める。
 - (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。効率的な施業の集約化をすすめるため、各事業体の連携を強め、県、市も協力し団地化を推進し施業コスト低減に努める。また、高性能林業機械の性能を十分に活用できるような施業方法及び搬出材に応じた造材方法を検討しより効率的な施行となるよう務める。

2013年(平成25年)

9月5日

木曜日



発行所
山形新聞社

〒990-8550
山形市旅籠町2-5-12
電話 代表023(622)5271
©山形新聞社 2013

鶴岡市は年内に木質バイオマス利用促進事業に着手する。市南東部にバイオマス発電所の建設を計画する。栃木県の製材会社と庄内地域の森林組合に、2013年度から2カ年で計1億4240万円を補助する予定。間伐材を使う木質バイオマスの発電事業を後押し、森林整備と林業振興などを図る。

鶴岡市は東北の自治体で最大となる面積1300ヘクタール平方キロメートルを有し、その7割が

広大な森林有する鶴岡市

木質バイオマス 発電事業後押し

森林。広大な森林資源を市。「森林の管理や林業の活性化、雇創出などを期待し都市」を地域づくりの一つに据えている。また再生可能エネルギー活用観点から、間伐材の安定的な供給が可能で、バイオマス発電所の稼働によって、市は

「森林の管理や林業の活性化、雇創出などを期待し都市」を地域づくりの一つに据えている。また再生可能エネルギー活用観点から、間伐材の安定的な供給が可能で、バイオマス発電所の稼働によって、市は

2年計画 新会社に補助

は13年度内に着工し、14年度末に完成、15年度からの本格稼働を目指す。総事業費は約14億円で、市の補助金のほか国の基金事業などを活用する予定。年間、破碎した間伐材約5万トンを売電する見込み。20人ほどの雇用も検討しているという。

トーセンは木材加工会社の大手。エネルギー事業に参入し、栃木県内でもバイオマス発電所の稼働を目指している。